防災業務実施状況チェック表細目（共同防災組織）

|  |  |
| --- | --- |
| チェック項目 | 具体的に確認する事項 |
| イ 防災資機材等及び防災要員にあっては、施行令第二十条の規定に従って備え付けられ又はおかれていること | ○ 構成事業所が共同防災組織を設置していない場合において必要な防災資機材及び防災要員を把握するとともに、共同防災組織の防災資機材及び防災要員がこれに相当するものとなっていること。 |
| ロ 共同防災組織設置（変更）の届出がされていること | ○ 消防本部等に届出されている事項が最新の状態になっているかを確認。 |
| ハ 共同防災規程に基づき、次の(ｱ)から(ﾀ)までに掲げる事項が適切に行われていること |  |
| (ｱ) 共同防災組織を指揮し、監督する者の職務に関する事 項 | ○ 代表事業所の防災管理者にあっては、共同防災組織の強化、適切な運営に努めることが記載されていること。 |
| (ｲ) 防災要員の職務に関する事項 | ○ 防災要員にあっては、防災資機材等の点検整備等を行うことが記載されていること。 |
| (ｳ) 共同防災組織を指揮し、監督する者又は防災要員が旅行又は疾病その他の事故のため職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関する事項 | ○ 代表事業所の防災管理者及び防災要員の職務代行者が明確にされていること。○ それぞれの代行者の選任が適切であること。 |
| (ｴ) 防災要員の配置及び防災資機材等の備え付けに関する事項 | ○ 共同防災組織の防災要員の配置状況が配置図等により明確に記載されていること。○ 共同防災組織の防災資機材の配置状況が配置図等により明確に記載されていること。 |
| (ｵ) 共同防災組織の編成に関する事項 | ○ 共同防災組織の編成が、組織図や編成表等により、具体的なものとなっていること。○ 共同防災組織と各構成事業所の自衛防災組織との関係が明確に記載されていること。 |
| (ｶ) 防災要員に対する防災教育の実施に関する事項 | ○ 共同防災要員に対する教育の実施内容（防災意識の高揚、関係法令、その他）が具体的に記載されていること。○ 教育に関する年間計画の作成が定められていること。○ 教育記録の作成及び保存について定められていること。 |
| (ｷ) 共同防災組織の防災訓練の実施に関する事項 | ○ 訓練の内容（防災資機材の取扱い、避難等）、が具体的に記載されていること。○ 訓練に関する年間計画の作成が定められていること。○ 訓練記録の作成及び保存について定められていること。 |
| (ｸ) 共同防災組織及び構成事業所の防災のための施設、設備又は資機材等の整備 状況及び整備計画に関する事項 | ○ 共同防災組織及び構成事業所の防災のための施設、設備又は資機材等について、整備計画があり、その整備状況が明確にされていること。 |
| (ｹ) 防災資機材等の点検に関する事項 | ○ 点検基準（点検実施日、点検方法、点検周期等）が定められていること。○ 点検の結果不備等があった場合の対応等が記載されていること。○ 点検記録の作成及び保存について定められていること。 |
| (ｺ) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における共同防災組織の防災活動に関する事項 | ○ 構成事業所での異常現象発生時の災害情報の受信、連絡部署及び連絡方法が定められていること。○ 共同防災要員の災害出動等について定められていること。○ 石油コンビナート等防災計画で想定される災害種別ごとに、その発生及び拡大防止のための防災活動が定められていること。 |
| (ｻ) 構成事業所の各施設地区内の主要な施設又は設備を明示した書類又は図面の整備に関する事項 | ○ 石災法及び関係法令に規定される届出（共同防災組織等に関するものに限る）等の書類が整備されていること。○ 各施設地区の配置状況図並びに石油及び高圧ガスの貯蔵・取扱量が把握されていること。 |
| (ｼ) 共同防災組織とその構成事業所の自衛防災組織との防災活動に関する連絡調整等の関係に関する事項 | ○ 構成事業所の各自衛防災組織との連絡体制、指揮命令系統の調整及び資料相互提供等について定めること。 |
| (ｽ) 構成事業所の防災に関する業務を行う者の職務及び組織に関する事項 | ○ 各構成事業所の防災担当部署、担当者、連絡先等が明確に記載されていること。 |
| (ｾ) 共同防災規程に違反した防災要員に対する措置に関する事項 | ○ 違反者に対する具体的な措置が規定されていること。（防災に関する再教育・各種規定に照らした処分等） |
| (ｿ) (ｱ)から(ｾ)に掲げるもののほか、共同防災組織が行うべき業務並びに防災要員及び防災資機材等に関し必要な事項 | ○ 共同防災規程の維持管理等、必要な事項が定めてあること。 |
| (ﾀ) 共同防災組織を設置している特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な共同防災組織の業務（以下「共同防災業務」という。）の一部が当該特定事業所の所在する特別防災区域の特定事業者以外の者に委託されている場合においては、当該特定事業所の防災規程に、(ｱ)から(ｿ)に掲げる事項のほか、当該自衛防災業務の受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う自衛防災業務の範囲及び実施方法に関する事項 | ○ 受託者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地）のほか、共同防災業務の範囲（社内防災組織のどの範囲を担当するのか？）、及び実施方法（指揮系統等）が明確に記載されていること。 |